

指定給水装置工事事業者に関する各種届出について

新たに指定給水装置工事事業者として指定や更新を受けようとする場合や、既に指定を受けていて、指定事項に異動が生じた場合等には、次に従って手続きをして下さい。

【指定又は更新】

提出書類	法人名義	個人名義
指定申請書（様式第1）	○	○
誓約書（様式第2）	○	○
機械器具調書（別表）	○	○
主任技術者選任・解任届	○	○
主任技術者免状の写し	○	○
伊那市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書	○	○
登記簿謄本	○	
定款または寄付行為の写し	○	
法人の完納証明書	○	
住民票		○
個人（申請者）の完納証明書		○

※指定手数料は1件につき10,000円（市内に本店、支店等を有しない場合は、30,000円）を納付してください。

更新手数料は1件につき5,000円（市内に本店、支店等を有しない場合は、15,000円）を納付してください。

【指定、更新の基準】

- 1 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 次に定める機械器具を有する者であること。
 - (1) 金切りのこその他の切断用の機械器具
 - (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (イ) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (ロ) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ハ) 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - (ニ) 法の規定によりの指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - (ホ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (ヘ) 法人であって、その役員のうち(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者があるもの